

h 就学制度の公平・公正な運用の確保

- ・他都市では、希望校の通学区域に居住するなど、優先扱いであれば、無抽選で就学できることから、生活実態のない住所地に住民登録を行うケースが生じており、学校選択制の公平・公正な運用を確保するため、職員が生活実態調査（実地調査）を行っている。虚偽の住民登録により住所を偽って入学したことが判明した場合、入学後でも転校を求めると注意喚起を行っている。
- ・本市においても、現在、適正就学の取組を行っており、今後、学校選択制を実施した場合でも、他都市と同様の事例が生じることも想定されることから、制度の公平・公正な運用を確保するため、引き続き適正就学の取組を行っていく。
- ・本市では、これまでより様々な人権課題について正しい理解と認識をもって行動していただけるよう、啓発等の取組を行っており、今後も引き続き取り組む。

④ 学校選択のための情報提供

各区で、子どもや保護者に制度の内容や手続きについて、丁寧な周知を図り、制度内容を理解してもらえるように、区長と連携して取り組む。

子どもや保護者が学校を選択するにあたり、学校が、子どもや保護者に対し、どのような情報をどのように提供するのかについては、非常に重要であり、例えば次のような提供方法がある。

- ・学校選択制の制度内容や手続き、各小中学校の教育目標、教育方針、教育活動の内容等を紹介した「学校案内」の冊子を作成し、翌年度の入学予定者全員に配布する。
- ・各小中学校は、希望調査期間等に、学校公開、学校説明会を開催する。学校公開については、希望調査期間も含め、学期ごとに3～5日程度、実施する。
- ・学校見学や学校のホームページの充実に取り組む。

保護者の方に、子どもが実際に活動している様子そのものを実際に見てもらって、学校を選択してもらうことが大切である。

保護者が子どもの教育のために、より良い学校選択を行うことができ、かつ入学後に学校の教育活動への参加を促すような情報提供を行う。

⑤ 課題と対応

- a 通学区域外から通学する児童生徒の安全確保
- b 学校と地域との関係の整合性
- c 学校の施設収容面での制約 等

a 通学区域外から通学する児童生徒の安全確保

- ・特に小学生は、通学の負担等、遠距離通学が課題となる。
- ・本市では、ほとんどの地域でPTAや地域の方が、児童の登下校の見守り活動に取り組んでおり、学校選択制を実施した場合でも、引き続き見守り活動は必要である。
- ・他都市の事例では、通学区域外から通学区域内の集団登校の集合場所まで、保護者が送り迎えをする。その集合場所から、通学区域内の友達と集団登下校をしており、通学区域内は、保護者・地域で見守り活動を行っている。通学区域外の子どもも、同じ「〇〇区の子ども」であり、それぞれの地域の方には見守りをお願いしている。
- ・指定外就学により通学区域外の学校に通う児童生徒の場合も、保護者責任を明確にし、通学区域外から通学区域内の集団登校の集合場所までは、保護者が付き添って連れてくるなど、工夫をして対応しており、学校選択制の場合も、同様の対応ができるのではないかと考える。
- ・通学区域外の学校を選んだ場合、通学は保護者責任であることを保護者が了解したうえで、卒業までの通学負担も考慮して、学校を選択してもらうよう周知に努める。

b 学校と地域との関係の整合性

- ・本市の場合、小学校区は、地域の自治組織の境界とほとんど一致している。また、学校は、地域コミュニティの核であり、地域の方の交流の場であり、防災の拠点施設でもある。
- ・学校と地域が連携して取り組んできている「はぐくみネット」（すべての小学校区）や「学校元気アップ地域本部事業」（76校区、25年度127校区をめざす）など小学校区や中学校区を単位とした事業は、大切であり、今後も継続して取り組んでいく。
- ・保護者は、学校選択制の実施に関わらず、地域の取組等への参加意識が希薄になっていると考えられるので、保護者に対して、地域活動やPTA活動への参加を促す。
- ・学校選択制を実施した場合、学校と地域との関係について、どの

ように整合性をとるのか、また従来の通学区域を越えたところで学校と地域の連携をどのような形で進めて行くのかについて、各区で具体的に議論し検討する。

○ 学校施設収容面での制約等

- ・本市の場合、通学区域に居住する児童生徒だけで教室不足になり、収容対策が必要になる可能性のある小学校が約4分の1もあり、これらの学校は、通学区域外に居住する子どもや保護者が就学を希望しても、受け入れができない可能性がある。また、余裕教室が少なく、受け入れ人数に限られる学校も多いことから、希望者が受け入れ人数を超える場合は、抽選により就学者を決定せざるをえず、結果として、子どもや保護者の学校選択の希望が叶わない場合が生じる。
- ・学校選択の結果、特定の学校に児童生徒が集中することなどにより、学校間で児童生徒数の偏りが生じることが、他都市の事例で見受けられる。本市では、学校の施設収容面での制約があること、また受け入れ可能な学級数は、必ず入学を保障する通学区域内の就学予定の児童生徒の学級数に1学級分の増加を上限とすることにより、特定の学校への過度な集中は、一定抑制できると考える。

【学校選択制のその他の課題について】

(風評等による学校選択)

- ・風評と情報提供は、互いに関連性があると考えられ、的確な情報提供は、風評を排除することにつながる。子どもや保護者には、できるだけ詳しく正確な情報を提供し、正しい判断をしてもらうことが大切である。
- ・特に風評や偏見等で特定の学校を避けるような選択行為がなされないよう保護者への周知や啓発に努める。併せて、学校は、保護者の方に適切な判断をしてもらえるよう、子どもや保護者にタイムリーに、詳しく正確な情報を提供する。
- ・熟議で、学校選択の希望調査の結果をホームページ等で公表する時点から学校のランキングという風評が流れ始めないかと危惧するという意見があった。希望調査の結果等の公表にあたっては、例えば、その学校の通学区域の児童生徒が、通学区域外の学校を選択希望した状況等については、配慮する等、公表の仕方に工夫する対応も考えられる。

(課題への取り組み支援)

- ・多くの保護者から選択されないなど、課題が顕在化した学校については、問題の分析と施策による対応が必要である。
- ・選択されなかった学校に何らかの教育的な課題があるのであれば、先ず学校長が課題解決に取り組むことが前提だが、学校だけでは、課題の克服が難しい場合、その課題を克服できるよう、教育委員会及び区等が連携し、必要な支援を行う。

(2) 指定外就学の基準の拡大

① 指定外就学の基準の取り扱い

- ・指定外就学の基準の拡大にあたり、指定外就学を認める必然性の高い事項とそれほど必然性が高いとは言えない事項に区分し、整理する。必然性の高い事項については、全市共通の基準項目とし、必然性が高いとは言えない事項については、区で設定できる基準項目とする。
- ・転居、保護者の就労による留守家庭児童やいじめ等、現在、指定外就学で認めている基準は、指定外就学を認める必然性が高く、全市共通で運用する。
- ・通学の距離、部活動については、転居、保護者の就労による留守家庭児童やいじめ等の理由と比べると、それほど必然性が高いとは言えないことから、区で設定できる項目とする。

② 全市共通の項目

次に掲げる現行の基準は、全市共通の基準とする。

- ・一定期間以内に住宅の新築や購入により転居することが確実な場合で、あらかじめ転居先の学校への就学を希望するとき。
- ・住宅建て替え等に伴う一時的な転居で、従前の居住地に戻ってくることが確実な場合で、引き続き従前の学校への就学を希望するとき。
- ・学年途中の転居で、学年末までの間、引き続き従前の学校への就学を希望するとき。また、転居が小学校4年の最終学期終業式以降又は中学校1年の最終学期終業式以降である場合、卒業までの間、引き続き従前の学校への就学を希望するとき。
- ・小学校の児童で、保護者の就労等により留守家庭児童となり、保護者不在時に本人の在宅が困難な場合で、保護者の勤務地の通学区域の小学校、又は、保護者に代わる親族の住所地の通学区域の小学校へ就学を希望するとき。
- ・市外の児童生徒が大阪市立の小学校又は中学校の院内学級等に入級す

るとき。

- ・通学区域外で本市が指定する小学校又は中学校の特別支援学級に就学するとき。

全市共通の基準として、現行の基準を次のように変更する。

- ・いじめにより心身の安全が脅かされるような深刻な悩みを持っている児童生徒及びその保護者が転校を希望するとき。

全市共通の基準として、次の事項を追加する。

- ・長期の通院加療等、心身的及び家庭的な事情により特に教育的配慮を要するとき。
- ・兄や姉が、学年途中の転居や保護者の就労による留守家庭児童の場合等の理由で、指定外就学により通学区域外の学校に就学が許可された場合で、弟妹がきょうだい関係を理由に、その学校に就学を希望したとき。
- ・学年途中の転居で従前の学校に引き続き卒業まで通った場合等の理由で、指定外就学により、進学中学校が異なる小学校に就学した場合で、児童、保護者が、友人関係への配慮等により、その小学校の進学中学校への就学を希望したとき。
- ・通学の安全については、通学区域の学校への児童生徒の通学の安全確保に著しい支障が生じると認められ、特に配慮する必要があるとき。
- ・その他、特に教育的配慮を要すると認められるとき。

なお、全市共通の基準については、指定外就学を認める必然性が高いことから、基準に該当する場合は、必ずその学校への就学を認める。

③ 区で設定できる項目

通学の距離や部活動については、転居、保護者の就労による留守家庭児童やいじめ等の理由と比べると、それほど必然性が高いとは言えないこと、また学校選択の際の主な理由の一つであることから、区ごとに学校選択制とセットで提示をして、区の実情を踏まえて、指定外就学の基準に追加するかどうかを決定する。

a 通学の距離

- | |
|---|
| (例1) 指定された学校よりも隣接校の方が、通学距離が短い場合
(例2) 自宅から学校までの徒歩で安全に通学できる経路の最短距離が、小学校では、○km以上、中学校では△km以上あって、かつ指定された学校より近い学校がある場合 |
|---|

- ・東京都区部では、(例1)の基準を設けている自治体もある。また、例えば、通学区域の学校と比べて、通学距離が明らかに近い、自宅からの距離が至近であるなどの基準を設けているところもある。
- ・政令市では、(例2)の基準で、自宅から学校までの徒歩で安全に通学できる経路の最短距離が、小学校は2km以上、中学校は3km以上あって、かつ指定された学校より近い学校がある場合としている事例が多い。本市の場合、この基準を採用すれば、特定の区域に限られ、該当する児童生徒の人数は、ごくわずかである。
- ・熟議では、自宅の目の前に学校があつて、校区の学校が徒歩で30分も要する場合もあるので、基準を緩和して、そういう場合には、通学区域外の学校への就学を認めるべきであるという意見が多く出された。
- ・指定外就学を認める距離の条件としては、「自宅から通学区域外の学校への距離が明らかに近い場合」、例えば、自宅から最も近い通学区域外の学校が、指定校までの通学距離（直線距離）の2分の1以下の距離にある場合や、通学区域の境界付近に居住し、隣の通学区域の学校が至近（〇〇〇m以内）である場合などに限定し、明確化することもできる。
- ・距離の条件については、区長が保護者を中心とした区民の意見を聴き、区の地理的事情を勘案して判断することとする。

b 部活動

(例1) 就学すべき学校に希望する部活動がない場合

(例2) 転校することとなる学校に従前の学校で取り組んでいた「部活動」がないが、継続して取り組みたい場合

- ・政令市や東京都区部の一部の自治体では、(例2)は、基準として認めている。(例1)は、例えば、小学校5～6年生の1～2年間、希望するスポーツを地域等で行っていた実績という条件を付している自治体が多い。また、就学できる学校の範囲を、例えば隣接する学校や区内に限定している。
- ・部活動の指定外就学を広範囲で認めた場合、本来その学校で活動できたはずの生徒が活動の場を失うことにならないかという懸念があり、部活動としての在り方の議論が必要であるとともに、運用についても検討する必要がある。
- ・熟議では、部活動による指定外就学については、子ども本人の強い気持ちがある場合は、認めても良いという意見がある一方で、部活

動は、学校選択制の希望理由であり、どうしても、この学校という指定外就学の理由にあたらないう意見があった。

- ・また、生徒数が少ない中学校では、多人数で行うスポーツの部が成り立ちにくい状況があり、部活動での指定外就学が認められれば、数名が近隣の学校に指定外就学するだけで、学級減、教員減になる場合もあり、在学している生徒の教育環境に影響を与えないよう、激変になることは避けてほしいという意見もあった。
- ・部活動による指定外就学を認める条件としては、(1)新入学と転入学の時点に限る、(2)小学校の頃に継続して取り組んでいた活動実績、又は転入前の中学校で部活動に取り組んだ実績、(3)区内の部活動のある中学校のうち自宅から最も近い中学校等とすることが適切である。
- ・なお、部活動については、学校選択制や指定外就学の手法以外に、現在、ラグビー、ソフトボール、バレーボールなど7種目について、少人数の運動部による単独でチーム編成が困難な場合に、学校長の判断により近隣の中学校と合同でチーム編成し、大会参加が認められている。このように、それぞれの中学校に在学しながら、複数校で合同チームを編成し、大会に参加する等、部活動を行う取組も引き続き行う。

④ 指定外就学の基準の拡大のメリット

- ・通学区域外の学校に就学することが認められる必然性が高く、理由のある児童生徒を就学させることができる。
- ・風評等により、通学区域の学校を避けるため、通学区域以外の学校に就学することを一定防止することができる。
- ・特に小学校については、通学の距離や時間など、通学負担を考慮する必要があることから、指定外就学の基準に、例えば「通学区域の学校より、隣接する学校の方が、通学距離が近い場合」を追加すれば、子どもや保護者の意向に十分に応えることができる。

⑤ 各学校で受け入れ枠の設定、申請受付、公開抽選、通学等

- ・本市の指定外就学の基準を拡大し、通学の距離や安全、部活動を理由とする指定外就学を認めた場合、指定外就学の許可件数（平成24年6月1日現在、小学校、約750件、中学校、約300件）から大幅に増加することも想定される。その場合、学校の施設収容面に限りがあるこ

とから、学校選択制と同様に、各学校で受け入れ人数を定めて、それを超える指定外就学の申請がある場合は、公開抽選を実施する等、学校選択制と同様の仕組みを設ける。

- ・各学校で受け入れ可能な人数を設定し、就学通知以降に一定期間を設けて、申請受付を行う。学校の受け入れ人数を超える場合は、抽選を行うなどにより、入学者を決定する。
- ・上記の場合であっても、転居、いじめ等による場合は、必ず就学できることとし、通学の距離や部活動等の理由より優先する。
- ・受け入れに制限がかかる場合があることや抽選、申請の受付方法等については、保護者に十分に周知を行い、理解を求めていく。
- ・今後も指定外就学の許可には、保護者の責任において通学の安全を確保することが要件となる。また、指定外就学における通学の費用は、保護者負担とする。

⑥指定外就学の基準の拡大の課題と対応の考え方

- ・指定外就学は、保護者の申し立てによるものであることから、保護者が制度を知らなければ、利用されないことになる。指定外就学の基準を拡大するにあたっては、すべての保護者に制度の内容、手続きについて、改めて十分な周知を行う。

a 通学区域外から通学する児童生徒の安全確保

- ・現在も指定外就学の申請には「登下校の安全確保については、保護者が責任を持つ」としている。指定外就学の基準の拡大により、多くの児童生徒が通学区域外の学校に通うことになれば、保護者による送り迎えか、あるいは、通学の距離等で同じように指定外就学をしている近隣の友達との誘い合いで、集団登下校のポイントまで行き、集合場所からは校区の友達と集団登下校を行うなどの対応が必要である。

b 学校と地域との関係の整合性

- ・指定外就学の基準の拡大により、通学区域外の学校に通う児童生徒が増えれば、学校選択制と同様に、学校と地域との関係等への影響が懸念される。例えば、通学の距離等で指定外基準の拡大をすれば、「隣の学校の方が、明らかに距離が近い」に該当する区域は、多数の児童生徒が隣の学校に就学することも想定される。
- ・従来の通学区域を越えたところで、学校と地域の連携をどのような

形で進めていくのかについて、各区で具体的に議論し検討する。

○ 学校の施設収容面での制約等

- ・ 学校施設の範囲内で通学区域外の児童生徒を受け入れることから、受け入れ人数の上限を定める。通学区域内の児童生徒だけで教室不足の可能性がある、指定外就学の基準を拡大しても、若干名しか受け入れることができない学校も出てくる。
 - ・ 指定外就学の申請が多く、受け入れ人数・学級を超える場合は、学校選択制と同様に、抽選で就学する児童生徒を決めることになる場合がある。その際、例えば、通学の距離が近い等の理由があっても、就学できないケースが生じる可能性がある。個々に審査をした上で、自宅の目の前に学校があるというような極めて近い場合等を優先する方法もある。
- ・ 熟議では、指定外就学の基準に通学の距離や部活動などが追加され、拡大することにより行きたくないから別の学校を探すということの一つの手段になる可能性もあるという意見があった。
- ・ 特に風評や偏見等で特定の学校を避けるための手段として、指定外就学の申請がなされないよう保護者への周知や啓発に努める。
 - ・ 併せて、学校は、子どもや保護者にタイムリーに、詳しく正確な情報を提供し、保護者の方に適切な判断をしてもらうようにするべきである。
 - ・ 通学の距離や部活動等の理由など、指定外就学の基準を拡大する場合、子どもや保護者に制度内容の十分な周知を行う。

(3) 各手法の組み合わせ

① 学校選択制と指定外就学の基準

学校選択制の実施と指定外就学の基準の拡大については、次のような組み合わせがある。区の就学制度の改善に向け、次に掲げるどの組み合わせを採用するのかについては、区長が保護者を中心とした区民の意見を聴き、区の地域性や実情に即して検討・整理する。

a 学校選択制を実施し、指定外就学の基準を緩和する

- ・ 基本的に入学時に、学校選択制により、希望する学校を選択する。
- ・ 指定外就学の基準に、通学の距離や、中学校の部活動の項目を追加する。
- ・ 学校選択制導入時の在校生や年度途中の転入者については、追加し

た指定外就学の基準（通学の距離、中学校の部活動等の理由）により、受け入れ制限校、抽選実施校・学年を除き、受け入れ可能な学校であれば、就学できるようにする。

- ・区外からの通学距離の近さによる指定外就学については、区間の協議の上、受け入れ可能な学校であれば、就学することとする。
- ・なお、指定外就学の基準の項目のうち、転居や保護者の就労による留守家庭児童、いじめ等、必然性の高い項目に該当する児童生徒については、必ず就学できるようにする。

b 学校選択制を実施するが、指定外就学の基準は、現行のまま

- ・指定外就学の基準は拡大せず、現行のままとし、基本的に入学時に、学校選択制により、希望する学校を選択する。
- ・指定外就学の基準は、全市共通の基準による。共通の基準に該当する児童生徒については、必ず就学できるようにする。

＊ここでの「指定外就学の基準」とは、前記(2)②で示した追加基準を含む全市共通の基準である。

c 学校選択制を実施しないが、指定外就学の基準を緩和する

- ・学校選択制は実施しない。指定外就学の基準に、通学の距離や中学校の部活動の項目を追加する。
- ・指定外就学の基準に該当する場合、通学区域外の学校への就学を認める。新入生、在校生ともに対象とする。
- ・なお、指定外就学の基準の項目のうち、転居や保護者の就労による留守家庭児童、いじめ等、必然性の高い項目に該当する児童生徒については、必ず就学できるようにする。
- ・ただし、その他の項目では、申請者が多く、受け入れできない場合も想定されるため、学校ごとに受け入れ人数、学級数を設定し、受け入れ人数を超過した場合の抽選等の手続きを定める必要がある。
- ・区外からの通学距離の近さによる指定外就学については、区間の協議の上、受け入れ可能な学校であれば、就学することは可能とする。
- ・特定地域選択制との併用は可能である。

- ・区ごとの判断において、地域の実情によっては、学校選択制を実施せず、指定外就学の基準も現行のままで、引き続き就学制度の改善について、議論し、検討を継続することも考えられる。また、当面は、指定外就学の基準の拡大で対応しながら、学校選択制については、引き

続き議論、検討を継続することも考えられる。

②学校選択制と調整区域の関係の整理

a 学校選択制を実施する区

- ・現在、調整区域である地域については、これまでの経緯があることから、当面、特定地域選択制として整理を図る。
- ・学校選択の希望調査の時点で、先ず、通学区域の学校か調整校かを選択した上で、希望すれば、両校以外の学校を選択できることとする。

b 学校選択制を実施しない区

- ・現在、調整区域である地域については、これまでの経緯があることから、当分の間、継続することとする。

(4) 変則的な通学区域（区を跨る通学区域等）について

- ・区を跨る通学区域については、関係区、教育委員会で協議する。
- ・学校選択の選択範囲は、当面、同一行政区内とすることから、基本は、1つの通学区域内のA区の児童生徒は、A区の就学制度、B区の児童生徒は、B区の就学制度に則る。

① A区、B区ともに学校選択制、指定外就学の基準の拡大を実施する場合

- ・それぞれの区の学校選択のルールに則り、A区の児童生徒は、A区内の学校を、B区の児童生徒は、B区内の学校を希望選択できる。

② A区は、学校選択制を実施、B区は、学校選択制を実施しない、指定外就学の基準の拡大の場合

- ・A区の児童生徒は、A区の学校選択のルールに則り、A区内の学校を希望選択できる。B区の児童生徒は、通学区域の学校に就学するが、指定外就学の基準に該当する場合は、申請の上、通学区域外の学校に就学ができる。

③ A区、B区ともに学校選択制は、実施しない、指定外就学の基準の拡大の場合

- ・A区、B区の児童生徒ともに、通学区域の学校に就学する。指定外就学の基準に該当する場合は、申請の上、通学区域外の学校に就学ができる。

(5) 他の市（守口市、門真市、大東市など）との区域外就学

- ・通学上の安全等の理由により、隣接する他市と当該区との協議により、

現在、守口市や門真市、大東市の児童生徒が、少人数ではあるが、区域外就学により本市の小学校に就学している。

- ・見直しする必要がある場合は、当該区と他市の協議が必要となる。今後も、区域外就学の必要性が認められる場合は、他市の該当する児童生徒は、これまでと同様の扱いとする。

(6) 通学区域（校区）変更との関係

- ・学校選択制を実施する場合、通学区域（校区）が変更になれば、それに伴って、関係する通学区域の学校の受け入れ人数の設定に影響が生じ、また保護者の学校選択の範囲も変わることから、変更の時期を制約する。例えば、平成 26 年度の通学区域は、前年の平成 25 年度当初には確定させて、各学校の受け入れ人数の算定を行わなければならない。従って、平成 25 年度以降は、平成 27 年 4 月以降の通学区域の変更は可能であるが、平成 26 年度の通学区域の変更はできないとする。

4 障がいのある児童生徒等の就学について

(1) 基本的な考え方

- ・本市では、「共に学び、共に育ち、共に生きる」を基本とした特別支援教育を推進してきており、今後も引き続き推進していく。
- ・今後も、障がいのある児童生徒の就学については、就学相談を通じ、子どもの障がいの程度や状況、子どもや保護者の意向を聴いて、それを踏まえ、丁寧な対応を行っていく。
- ・長期の通院加療やいじめ等、心身的及び家庭的な事情等により特に教育的配慮を要する児童生徒についても、できるだけ早い時期から、個別に相談を受け、子ども本人の心身の状況等や本人及び保護者の意向を踏まえ、個々のケースに丁寧に対応していく。

(2) 特別支援学級に入級する児童生徒について

- ・昭和 53 年 9 月、大阪市就学指導委員会より「大阪市の養護教育における就学相談について（意見具申）」を受けて、以来、本市では、すべての小中学校が就学相談の窓口となり、障がいの程度によって画一的な就学相談を行うのではなく、本人・保護者の意向を十分に尊重した就学相談を実施し、丁寧に対応してきている。小学校では、早期相談実施のため、平素より幼稚園、保育所、関係機関等と連携に努めている。
- ・本市では、ほとんどの学校に特別支援学級が設置されている。小中学

校への就学を希望する場合、学校の見学や相談を随時行い、就学时健康診断等の結果も参考にしながら、特別支援学級への入級希望の有無等について確認を行っている。原則、通学区域の学校に就学しているが、やむをえない事情がある場合に指定外就学を認めている。

- ・障がいのある児童生徒の保護者の一部から、特別支援学級の教育活動の内容で選択させてほしいという声がある。
- ・現在の就学相談で、子どもの障がいの状況を踏まえ、子ども本人や保護者の意向を聴いて、例えば、隣の学校を見に行きたいという希望があれば、直接の指導場面を見ていただくなど、丁寧に対応している。また、小学校の特別支援学級に在籍している児童の保護者は、中学校に進学する時に、事前に学校に行って、特別支援学級の教育内容などについて、いろいろ状況を把握してから、中学校に進学している。
- ・今後とも、通学区域の学校を窓口とした就学相談を充実させ、障がいのある児童生徒や保護者の意向を踏まえて、丁寧に対応しながら、障がいのある児童生徒の学校選択の意向に応えていく。

① 学校選択制による選択について

- ・早い時期から個々に就学相談を行い、例えば、エレベータやスロープなど、近隣の学校の学校施設の状況も見てもらうなど、これからも丁寧な対応を行う。
- ・学校選択制においても、障がいのある児童生徒を優先することが大切である。学校選択制を実施する場合は、就学相談等の現行のスケジュールを早めていく。
- ・障がいのある児童生徒については、通常学級とは別に受け入れについて算定する。先ず特別支援学級の見込みを算定したうえで、通常学級の受け入れについて算定する。

② 指定外就学について

- ・早い時期から個々に就学相談を行い、近隣の学校も含め学校施設を本人や保護者に見学してもらうなど、今後も丁寧な対応を行う。また、就学相談等、現行のスケジュールを早めていく。
- ・就学相談を通じ、子どもの障がいの程度や状況、子どもや保護者の意向を聴いて、それを踏まえて就学する学校を決定する。
- ・通学区域以外の学校に就学したい場合は、現在、指定外就学の基準に「通学区域外で本市が指定する小学校又は中学校の特別支援学級に就学するとき」という項目があるので、その運用を弾力化することで対

応する。

学校選択制を実施する区の場合は、入学時は、原則学校選択制により、転入時や年度途中は、指定外就学により対応する。学校選択制を実施していない区は、入学時、転入時等ともに指定外就学で対応する。

(3) 心身的及び家庭的な事情等により特に教育的配慮を要する児童生徒について

- ・ 長期の通院加療やいじめ等、心身的及び家庭的な事情等により特に教育的配慮を要する児童生徒の就学については、従来より個々のケースに丁寧に対応し、現在も必要に応じて指定外就学により対応している。
- ・ できるだけ早い時期から、個別に相談を受け、子ども本人の心身の状況や本人及び保護者の意向を聴き、個々のケースに応じた丁寧な対応を行う。
- ・ 学校選択制を実施する区の場合、入学時に優先扱いとし、就学できるようにする。転入時や年度途中は、指定外就学により対応する。学校選択制を実施しない場合は、入学時、転入時等とも指定外就学で対応する。

5 今後のスケジュール等について

(1) 今後のスケジュール

- ・ 10月末から11月上旬頃に、教育委員会の考え方を区長に提示する。同時期に別途、教育委員会から小中学校長に説明を行う。
- ・ 以降、各区において、保護者を中心に区民へ説明し、意見聴取を行う。区民の意見集約、区の実情を踏まえ、区長が区の方針案を策定する。
- ・ 策定した案については、区ごとに教育委員会会議に案件として諮る。

【参考：最短の平成26年度より学校選択制、指定外就学の基準の拡大を実施する場合、平成25年度以降の想定スケジュール（予定）】

- ・ 平成25年4月～ 保護者への周知、各学校の受け入れ人数の調査等、準備作業を行う。

↓

- ・ 平成25年秋～ 学校選択の希望調査等

↓

- ・平成 26 年 1 月 就学通知の送付
- ・平成 26 年 1 月～ 指定外就学の申請許可
- ↓
- ・平成 26 年 4 月 入学

(2) 保護者を中心とした区民の意見聴取

- ・区長は、学校長と十分連携、協力しながら、学校選択制と指定外就学の基準について、制度の利用者である子どもや保護者に広く周知し、十分な理解を得ることに努める。
- ・各区の子どもたちの最善の利益のため、区の就学制度をどのように改善していくのかについて、区長は、保護者を中心に、学校を支えている地域も含め広く区民の意見を集約する。
- ・区長は、区の実情や区民の意向に即した区の就学制度改善の方針案を策定し、教育委員会会議に諮り、議決を経て、区の方針を決定する。

(3) 就学制度の検証

- ・学校選択制や指定外就学の基準の拡大の実施後、毎年の希望調査や申請時等において、保護者向けアンケートを実施することなどにより、制度の利用者である子どもや保護者の意向の把握に努める。また、教育委員会と区が連携して、学校選択制や指定外就学の利用状況等について定期的に検証を行い、必要な改善を図る。

